

(案)

建築物省エネ法に係る技術的審査における 設備機器の性能確認方法等に関するガイドライン

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

1 総則

1-1 目的

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）第十二条に定める建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下「省エネ適合性判定」という。）における審査では、当該建築物で使用される設備機器等の性能が大きくその結果に影響を及ぼすこととなる。よって省エネ適合性判定に当たっては、その性能の確認及び担保を行うことが重要な審査事項となっている。

本ガイドラインは、省エネ適合性判定における設計図書や仕様書に記載された設備機器等の性能の確認及び担保を行うための基本的な考え方を定めるものである。

なお、対象となる設備機器等の性能の担保等については、製造事業者等の対応が間に合わないことも想定されるため、当面は製造事業者等の示す性能の責任の所在を明確にした上での自己適合宣言も可能としている。

1-2 引用規格

JIS Q0065 (ISO/IEC GUIDE65)	製品認証機関に対する一般要求事項
JIS Q1000	適合性評価 — 製品規格への自己適合宣言指針
JIS Q1001	適合性評価 — 日本工業規格への適合性の認証 — 一般認証指針
JIS Q9001 (ISO9001)	品質マネジメントシステム—要求事項
JIS Q17021 (ISO/IEC17021)	適合性評価—マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項
JIS Q17025 (ISO/IEC17025)	試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項
JIS Q17050-1 (ISO/IEC17050-1)	適合性評価 — 供給者適合宣言 — 第一部：一般要求事項
JIS Q17065 (ISO/IEC17065)	適合性評価 — 製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に対する要求事項

1-3 用語の定義

本ガイドラインで用いる用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 「審査」とは、技術的審査における一次エネルギー消費量の計算等に用いる設備機器の性能が、それぞれの設備機器の準拠規格に適合していることの確認をいう。
- (2) 「第三者試験機関」とは、設備機器の試験等を実施する機関であり、次のいずれかの機関をいう。なお、当該機関は、登録又は認定された試験の範囲（規格）に限らず試験等を実施できるものとする。
 - ① 工業標準化法に基づく試験所登録制度（JNLA）による登録試験機関
 - ② JIS Q 17025（ISO/IEC17025）に基づき認定された試験機関
- (3) 「第三者試験等審査機関」とは、設備機器の試験等の結果審査を行う機関であり、次のいずれかの機関をいう。なお、当該機関は、登録又は認定された試験又は認証の範囲（規格）に限らず試験等の審査を実施できるものとする。
 - ① 第三者試験機関
 - ② JIS Q 0065（ISO/IEC GUIDE65）に基づく製品認証機関
 - ③ JIS Q 17065（ISO/IEC17065）に基づく認証機関
 - ④ 工業標準化法に基づく登録認証機関制度（JASC）による登録認証機関
- (4) 「第三者生産品質審査機関」とは、個別製品の同定審査を行う機関であり、次のいずれかの機関をいう。なお、当該機関は、登録又は認定された審査又は認証の範囲（規格）に限らず生産品質の審査を実施できるものとする。
 - ① JIS Q 17021（ISO/IEC17021）に基づく審査登録機関
 - ② (3)②に定める機関
 - ③ (3)③に定める機関
 - ④ (3)④に定める機関
- (5) 「第三者審査機関」とは、「第三者試験等審査機関」又は「第三者生産品質審査機関」の要件を満たす機関をいう。
- (6) 「試験等」とは、サンプリングした試験体による性能確認のための試験又は計算をいい、立会試験も含むこととする。
- (7) 「立会試験」とは、次のいずれかの試験をいう。
 - ① 自社試験場で第三者試験機関の試験員が実施する試験
 - ② 自社試験場で第三者試験等審査機関の審査員の立会の下で自社試験員が実施する試験
- (8) 「個別製品の同定」とは、個別の建築物に使用される設備機器が、試験等に用いられた試験体と同質であると認めることをいう。

- (9) 「JIS Q 9001 (ISO9001) 登録工場」とは、JIS Q 17021 (ISO/IEC17021) に基づく審査登録機関により JIS Q 9001 (ISO9001) の登録を受けた製造工場をいう。なお、当該工場においては、登録を受けた製品以外の製造においても JIS Q 9001 (ISO9001) の登録を受けたものと同等に扱うことができるものとする。
- (10) 「JIS 認証取得工場」とは、工業標準化法に基づく登録認証機関制度 (JASC) による登録認証機関により JIS 認証を受けた製品を製造する工場をいう。なお、当該工場においては、JIS 認証を受けた製品以外の製造においても JIS 認証を受けたものと同等に扱うことができるものとする。

2 技術的審査において確認する設備機器の性能

技術的審査において確認すべき設備機器の性能項目は、別紙 2 に定める。

3 技術的審査において確認する設備機器性能等の審査事項

技術的審査において確認する設備機器性能等の審査事項は、次の 2 点である。

- (1) 当該設備機器の試験等の結果が一定の性能を有していること (以下、「試験品質審査」という。)
- (2) 当該設備機器の個別製品が試験体と同等の性能を有していること (以下、「同定審査」という。)

4 設備機器性能等の審査の手順

4-1 試験品質審査

試験品質審査については、表 1 に定めるいずれかの方法で審査することとする。ただし、次に該当するものである場合は、この限りでない。

- (1) 外見の目視等により容易に性能を同定できるもの
- (2) 製品種別を特定することで容易に性能を同定できるもの
- (3) JIS 等に定める技術的基準の普及が相当程度なされ、一定の性能の達成が一般的になされているとみられているもの

表 1 試験品質審査の確認内容と判断

区分	確認内容	判断
1	第三者試験機関による試験等を実施していること	○
2	第三者試験等審査機関による審査を実施していること	○
3	試験品質について第一者適合宣言(※1)をしていること	○
4	上記以外	×

○：適、△：当面の間は適、×：不適

※1 次のいずれかを指す。

- ・ JIS Q 1000 に基づく当該製品に係る製品規格の JIS への自己適合宣言
- ・ JIS Q 17050-1 (ISO/IEC17050-1) に基づく規格等への適合宣言

なお、表 1 における確認内容の審査事項は以下のとおりとする。

(1) 第三者試験機関による試験等を実施した場合 (表 1 区分 1)

第三者試験機関が発行する試験成績書等に、少なくとも以下の内容が記載されていることを確認する。

- ① 試験等の実施機関の名称
- ② 試験等の対象製品の型式名称
- ③ 試験等の対象製品の製造事業者名称
- ④ 試験等の規格名称及び番号
- ⑤ 試験等の実施年月日
- ⑥ 試験等の結果

(2) 第三者試験等審査機関による審査を実施した場合 (表 1 区分 2)

第三者試験等審査機関による審査とは、a) 製造業者が行う個別の自社試験結果の内容について審査を行う場合と、当面の間の措置として b) 製造業者の試験体制そのものについて審査を行う場合がある。第三者試験等審査機関による審査において、第三者試験等審査機関が発行する試験等の審査結果報告書(証明書)等に、少なくとも以下の内容が記載されていることを確認する。

a) 個別審査による場合

- ① 試験等の審査機関の名称
- ② 審査の実施年月日
- ③ 試験等の実施機関の名称

- ④ 試験等の対象製品の型式名称
- ⑤ 試験等の対象製品の製造事業者名称
- ⑥ 試験等の規格名称及び番号
- ⑦ 試験等の実施年月日
- ⑧ 試験等の結果

イ) 自社試験等による場合は、試験品質が JIS Q 17025 (ISO/IEC17025) に定める「4 管理上の要求事項」及び「5 技術的要求事項」に適合していることを、第三者試験等審査機関が確認したものであること。ただし、「5.4.6 測定の不確かさの推定」については省略することができる。

ロ) 自社試験場で第三者試験等審査機関の審査員の立会の下で自社試験員が実施する試験による場合は、JIS Q 17025 (ISO/IEC17025) に定める「5.2 要員」から「5.6 測定のトレーサビリティ」までの要求事項に適合していることを、第三者試験等審査機関が確認したものであること。ただし、「5.4.6 測定の不確かさの推定」については省略することができる。

b) 試験所審査の場合

- ① 審査機関の名称
- ② 審査の実施年月日
- ③ 試験所の名称及び所在地
- ④ 試験方法規格及び名称

(3) 製品規格への第一者適合宣言による場合 (表 1 区分 3)

製造事業者が JIS Q 1000 又は JIS Q 17050-1 (ISO/IEC17050-1) に基づき発行する自己 (供給者) 適合宣言書及びカタログ、仕様書、取扱い説明書等 (以下、「カタログ等」という。) を確認する。また、自己 (供給者) 適合宣言書には、少なくとも以下の内容が記載されていることを確認する。

- ① 適合宣言の固有の識別
- ② 適合宣言の発行者の名称及び連絡先住所
- ③ 適合宣言の対象の識別 (例えば、製品の名称、型式、製造日又はモデル番号、及びプロセス、マネジメントシステム、人又は機関の説明、及び/又はその他の関連する補足情報)
- ④ 適合の表明
- ⑤ 規格又は他の規定要求事項及び要求事項に選択肢がある場合に採用した選択肢の完全かつ明確な一覧表

- イ) JIS 製品規格に基づき性能を確認している場合は、JIS Q 1000 に基づく自己適合宣言書であることを確認する。
 - ロ) 製品規格のうち、特定の試験方法又は試験方法を示した規格に基づき性能を確認している場合は、JIS Q 17050-1 (ISO/IEC17050-1) に基づく供給者適合宣言書であることを確認する。
- ⑥ 適合宣言の有効性に関する何らかの制限事項
 - ⑦ 適合宣言の内容に関する問合せ先
 - ⑧ 代表者又は代理者の署名
 - ⑨ 適合宣言の発行日及び発行場所
 - ⑩ 発行者から権限を与えられた者の署名[又は同等の確認の印(しるし)]、氏名及び役職名
- ※ 適合宣言書の例については、別紙 1 を参照すること。
- ※ カタログ等において、別紙 2 に示す当該設備機器の規格に基づく性能値である旨が明記されていることを確認する。

4-2 同定審査

同定審査については、表 2 に定めるいずれかの方法でその生産品質の管理体制を審査することとする。ただし、試験等に用いられたサンプリングした試験体と個別製品の同定が比較的容易に可能なもの(例:寸法や仕様等についての照合により容易に同定できるもの)である場合は、この限りでない。

表 2—同定審査の確認内容と判断

区分	確認内容	判断
1	JIS Q 9001 (ISO9001) 登録工場又は JIS 認証取得工場であること	○
2	第三者生産品質審査機関による審査を実施していること	○
3	生産品質の管理体制について JIS Q 9001 (ISO9001) への第一者適合宣言(※2)をしていること	○
4	上記以外	×

※2 JIS Q 17050-1 (ISO/IEC17050-1) に基づく当該規格等への適合宣言を指す。

なお、表 2 における確認内容の審査事項は以下のとおりとする。

- (1) JIS Q 9001 (ISO9001) 登録工場又は JIS 認証取得工場である場合(表 2 区分 1)

JIS Q 9001 (ISO9001) 登録書及び附属書又は JIS 認証書及び附属書(以下、「登録書等」という。)により、当該製品が JIS Q 9001 (ISO9001) 登録工場又は JIS 認証取得工場で製造され

ていることを確認する。この際、登録書等による当該登録等が有効であることも併せて確認する。
また、登録書等においては、少なくとも以下の内容が記載されていることを確認する。

- ① 認証機関の名称
- ② 認証の有効期限（JIS Q 9001（ISO9001）登録書及び附属書の場合）
- ③ 製品製造事業者の名称
- ④ 製造工場の名称

(2) 第三者生産品質審査機関による審査を実施した場合（表 2 区分 2）

当該製品の製造工場についての第三者生産品質審査機関が発行する個別製品の同定審査結果の審査結果報告書（証明書）等を確認する。また、審査結果報告書（証明書）等には、少なくとも以下の内容が記載されていることを確認する。

- ① 生産品質審査機関の名称
 - ② 審査実施日
 - ③ 製品の名称
 - ④ 製品製造事業者の名称
 - ⑤ 製造工場の名称
 - ⑥ 生産品質の証明範囲
- イ) 製造・加工・検査の方法

当該製品の製造設備、加工設備、検査設備及び検査方法が JIS 等で規定されている場合は、当該設備及び方法により製造、加工及び検査が実施されていること。

ロ) 社内規格の整備

次に掲げる事項について、社内規格、作業手順書、作業指示書等（以下、「社内規格等」という。）が整備され、適切に運用されていること。

- a. 製品又は加工品（中間製品）の検査及び保管に関する事項
- b. 購買品（原材料を含む）の管理に関する事項
- c. 工程（作業）ごとの管理項目、管理方法、検査方法及び作業方法に関する事項
- d. 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項
- e. 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項
- f. 苦情処理に関する事項

ハ) 工程の管理

- a. 製造又は加工及び検査が工程ごとに社内規格等に基づいて適切に実施されているとともに、作業記録、検査記録、管理図を用いる等必要な方法によってこれらの工程が適切に管理されていること。
- b. 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び予防措置が適切に実施されていること。

ニ) 製造設備又は加工設備及び検査設備の管理

製造設備又は加工設備及び検査設備について、点検、検査、校正、保守等が社内規格等に基づいて適切に実施されており、これらの設備の精度及び性能が適切に維持されていること。

ホ) 外注管理

外注管理が社内規格等に基づいて適切に実施されていること。

ハ) 苦情処理

苦情処理が社内規格等に基づいて適切に実施されているとともに、苦情の要因となった事項の改善が図られていること。

ト) 品質保持に必要な技術的生産条件の確保

- a. 品質管理が計画的に実施されていること。
- b. 品質管理を適正に実施するための責任と権限が明確にされていること。
- c. 品質管理を推進するために必要な教育訓練が実施されていること。

⑦ 審査結果の有効期限内であること

第三者生産品質審査機関による審査結果報告書（証明書）等の有効期限は5年以内とし、有効期限内に更新を受けなければ、その経過によって、その効力を失う。なお、審査結果報告書（証明書）等の有効期限は、審査結果報告書（証明書）等を発行した日から起算して5年を経過した日の属する会計年度の末日までとすることができる。

(3) JIS Q 9001 (ISO9001) への供給者適合宣言による場合 (表 2 区分 3)

製造事業者が JIS Q 17050-1 (ISO/IEC17050-1) に基づき発行する供給者適合宣言書に、少なくとも次に示す内容が記載されていることを確認する。

- ① 適合宣言の固有の識別
- ② 適合宣言の発行者の名称及び連絡先住所
- ③ 適合宣言の対象の識別 (例えば、製品の名称、型式、製造日又はモデル番号、及びプロセス、マネジメントシステム、人又は機関の説明、及び/又はその他の関連する補則情報)
- ④ 適合の表明

- ⑤ 規格又は他の規定要求事項及び要求事項に選択肢がある場合に採用した選択肢の完全かつ明確な一覧表
 - ⑥ 適合宣言の有効性に関する何らかの制限事項
 - ⑦ 適合宣言の内容に関する問合せ先
 - ⑧ 代表者又は代理者の署名
 - ⑨ 適合宣言の発行日及び発行場所
 - ⑩ 発行者から権限を与えられた者の署名[又は同等の確認の印（しるし）]、氏名及び役職名
- ※ 適合宣言書の例については、別紙を参照すること。

4-3 第三者審査機関の製品認証制度に基づく認証による場合

4-1 試験品質審査及び 4-2 同定審査の要件を満たすものとして、下記の製品認証制度での確認も可能である。

(1) JIS 認証による場合

当該製品が JIS 認証を取得している場合は、別紙 2 に示す当該設備機器の規格名に対応した JIS 認証書又は製品に表示された JIS マークを確認することにより、4-1 及び 4-2 の確認に代えることができる。

(2) JIS 認証以外の製品認証制度に基づく認証による場合

表 1 に示す当該設備機器の規格を包含した製品認証制度が、4-1 試験品質審査及び 4-2 同定審査それぞれについて第三者審査機関の審査結果に基づき適切に実施することが明確にされている場合において、当該認証制度に基づく認証書又は表象マークが有効であることを確認することにより、4-1 及び 4-2 の確認に代えることができる。

自己適合宣言書の様式例

JIS Q 1000 (JIS Q 17050-1) に基づく自己適合宣言書

①番号： _____

②発行者の名称： _____

発行者の住所： _____

③宣言の対象： _____

④上記の宣言の対象は、次の文書の要求事項に適合している。

⑤<規格/文書番号>	<規格名称/表題>	<版数/発行日>
_____	_____	_____
_____	_____	_____
_____	_____	_____

⑥追加情報：

⑦問合せ先： _____

⑧代表者又は代理者の署名： _____

⑨ (発行場所及び発行日)

⑩ (氏名、役職名) _____ (発行者から権限を与えられた者の署名又は同等の印)

この文書は、JIS Q 1000 (JIS Q 17050-1) に基づき作成された自己適合宣言書である。

(別紙2)

以下に、建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律において確認すべき設備機器の性能項目について示す。

下表における性能項目の定義において入力項目とは、モデル建物法で入力する項目を示す。

また、これらの入力項目に該当する試験規格に規定された試験項目に基づき、試験が行われていることを確認することとなる。

なお、本表は平成27年12月時点の内容であり、選択機器及び性能項目の定義については、今後追加されていく予定である。

空気調和設備

選択機器名	性能項目の定義について			
	入力項目	試験規格	試験項目	
パッケージエアコン ンディショナ	定格能力(冷房)	JIS B 8616 (JIS B 8615-1) (JIS B 8615-2) (JIS B 8615-3)	定格冷房標準能力	
		JRA 4002 (JIS B 8615-1) (JIS B 8615-2)	定格冷房標準能力	
		定格消費電力(冷房)	JIS B 8616	定格冷房標準消費電力
			JRA 4002	定格冷房標準消費電力
		定格能力(暖房)	JIS B 8616 (JIS B 8615-1) (JIS B 8615-2) (JIS B 8615-3)	定格暖房標準能力
			JRA 4002 (JIS B 8615-1) (JIS B 8615-2)	定格暖房標準能力
	定格消費電力(暖房)		JIS B 8616	定格暖房標準消費電力
			JRA 4002	定格暖房標準消費電力
	ガスヒートポンプ 冷暖房機	定格能力(冷房)	JIS B 8627	定格冷房標準能力
			JRA 4058 (JIS B 8627)	定格冷房能力
		定格消費電力(冷房)	JIS B 8627	定格冷房標準消費電力
			JRA 4058 (JIS B 8627)	定格冷房消費電力

空気調和設備

選択機器名	性能項目の定義について			
	入力項目	試験規格	試験項目	
ガスヒートポンプ 冷暖房機	定格燃料消費量(冷房)	JIS B 8627	定格冷房標準ガス消費量	
		JRA 4058 (JIS B 8627)	定格冷房ガス消費量	
	定格能力(暖房)	JIS B 8627	定格暖房標準能力	
		JRA 4058 (JIS B 8627)	定格暖房標準能力	
	定格消費電力(暖房)	JIS B 8627	定格暖房標準消費電力	
		JRA 4058 (JIS B 8627)	定格暖房標準消費電力	
	定格燃料消費量(暖房)	JIS B 8627	定格暖房標準ガス消費量	
		JRA 4058 (JIS B 8627)	定格暖房ガス消費量	
	ルームエアコンデ ィションナ	定格能力(冷房)	JIS C 9612	冷房能力
		定格消費電力(冷房)	JIS C 9612	冷房消費電力
定格燃料消費量(冷房)		-	-	
定格能力(暖房)		JIS C 9612	暖房能力	
定格消費電力(暖房)		JIS C 9612	暖房消費電力	
定格燃料消費量(暖房)		-	-	
ウォーターチリン グユニット	定格能力(冷房)	JIS B 8613	定格冷却能力	
		JRA4066	冷却能力	
	定格消費電力(冷房)	JIS B 8613	定格冷房消費電力	
		JRA4066	冷却消費電力	
	定格燃料消費量(冷房)	-	-	
	定格能力(暖房)	JIS B 8613	定格ヒートポンプ加熱能力	
		JRA 4066	ヒートポンプ加熱能力	
	定格消費電力(暖房)	JIS B 8613	定格ヒートポンプ加熱消費電力	
JRA 4066		定格ヒートポンプ加熱消費電力		
定格燃料消費量(暖房)	-	-		

空気調和設備

選択機器名	性能項目の定義について		
	入力項目	試験規格	試験項目
空冷式モジュール チラー	定格能力 (冷房)	JIS B 8613	定格冷却能力
		JRA4066	冷却能力
	定格消費電力(冷房)	JIS B 8613	定格冷房消費電力
		JRA4066	冷却消費電力
	定格燃料消費量(冷房)	-	-
	定格能力 (暖房)	JIS B 8613	定格ヒートポンプ加熱能力
		JRA 4066	ヒートポンプ加熱能力
	定格消費電力(暖房)	JIS B 8613	定格ヒートポンプ加熱消費電力
JRA 4066		定格ヒートポンプ加熱消費電力	
定格燃料消費量(暖房)	-	-	
スクリー冷凍機	定格能力 (冷房)	JRA 4037	定格冷凍能力
		JRA 4037	定格冷凍入力
	定格消費電力(冷房)	JRA 4037	圧縮機定格冷凍入力
	定格燃料消費量(冷房)	-	-
	定格能力 (暖房)	JRA 4037	定格ヒートポンプ加熱能力
	定格消費電力(暖房)	JRA 4037	圧縮機ヒートポンプ加熱入力
定格燃料消費量 (暖房)	-	-	
ターボ冷凍機	定格能力 (冷房)	JIS B 8621	定格冷凍能力
	定格消費電力(冷房)	JIS B 8621	定格冷凍所要入力
	定格燃料消費量 (冷房)	-	-
	定格能力 (暖房)	JIS B 8621	定格ヒートポンプ加熱能力
	定格消費電力(暖房)	JIS B 8621	定格ヒートポンプ所要入力
	定格燃料消費量 (暖房)	-	-
吸収式冷凍機	定格能力 (冷房)	JIS B 8622	定格冷凍能力
	定格消費電力(冷房)	JIS B 8622	消費電力
	定格燃料消費量 (冷房)	JIS B 8622	加熱源消費熱量
	定格能力 (暖房)	JIS B 8622	定格加熱能力
	定格消費電力(暖房)	JIS B 8622	消費電力
	定格燃料消費量 (暖房)	JIS B 8622	加熱源消費熱量

空気調和設備

選択機器名	性能項目の定義について		
	入力項目	試験規格	試験項目
温風暖房機	定格能力（暖房）	JIS A 4003	暖房能力
	定格消費電力（暖房）	JIS A 4003	消費電力
	定格燃料消費量（暖房）	JIS A 4003	燃料消費量
FF 式石油暖房機	定格能力（暖房）	JIS S 3031	暖房出力
	定格消費電力（暖房）	JIS S 3031	消費電力
	定格燃料消費量（暖房）	JIS S 3031	燃料消費量
FF 式ガス暖房機	定格能力（暖房）	※	※
	定格消費電力（暖房）	JIS S 2122	消費電力
	定格燃料消費量（暖房）	JIS S 2122	表示ガス消費量
	—	JIS S 2122	熱効率
遠赤外線式放射式 暖房装置	定格能力（暖房）	HA-013	暖房能力
	定格消費電力（暖房）	HA-013	消費電力
	定格燃料消費量（暖房）	HA-013	燃料消費量
小型貫流ボイラ	定格能力（暖房）	JIS B 8222	熱出力
	定格燃料消費量（暖房）	JIS B 8222	燃料使用量
	定格消費電力（暖房）	—	消費電力
真空式温水発生機	定格能力（暖房）	JIS B 8417	熱出力
	定格消費電力（暖房）	JIS B 8417	消費電力
	定格燃料消費量（暖房）	JIS B 8417	燃料消費量
無圧式温水発生機	定格能力（暖房）	JIS B 8418	熱出力
	定格消費電力（暖房）	JIS B 8418	消費電力
	定格燃料消費量（暖房）	JIS B 8418	燃料消費量

※定格能力（暖房）については、JIS S 2122「家庭用ガス暖房機器」に規定されている「熱効率」及び「ガス消費量」を用い適切に算出された値であることを確認する。

機械換気設備

選択機器名	性能項目の定義について		
	入力項目	試験規格	試験項目
電動機直動型	電動機出力	JIS C 9603	消費電力※
Vベルト駆動型	電動機出力	JIS C 4210	(電動機) 出力

※JISC9603で規定される消費電力を用いる場合は、入力マニュアルに従って適切に算出された仮想的な電動機出力値であることを確認する。

照明設備

選択機器名	性能項目の定義について		
	入力項目	試験規格	試験項目
照明器具	消費電力	JIS C 8105-3	定格消費電力

給湯設備

選択機器名	性能項目の定義について		
	入力項目	試験規格	試験項目
ガス給湯機	定格加熱能力	JIS S 2109	出湯能力
	定格消費電力	JIS S 2109	定格消費電力
	定格燃料消費量	JIS S 2109	表示ガス消費量
ガス給湯暖房機	定格加熱能力	JIS S 2112	出湯能力
	定格消費電力	JIS S 2112	定格消費電力
	定格燃料消費量	JIS S 2112	ガス消費量
温水ボイラ	定格加熱能力	JIS S 3021	連続給湯出力 (又は間欠給湯出力)
		HA-022	連続給湯出力 (又は間欠給湯出力)
	定格消費電力	JIS S 3021	消費電力
	定格燃料消費量	JIS S 3021	燃料消費量(最大)
		HA-022	燃料消費量(最大)
石油給湯機 (給湯単機能)	定格加熱能力	JIS S 3024	連続給湯出力
	定格消費電力	JIS S 3024	消費電力
	定格燃料消費量	JIS S 3024	燃料消費量(最大)
石油給湯機 (給湯機付ふろがま)	定格加熱能力	JIS S 3027	連続給湯出力
	定格消費電力	JIS S 3027	消費電力
	定格燃料消費量	JIS S 3027	燃料消費量(最大)

給湯設備

選択機器名	性能項目の定義について		
	入力項目	試験規格	試験項目
家庭用ヒートポンプ給湯機	定格加熱能力	JIS C 9220	冬期高温加熱能力
	定格消費電力	JIS C 9220	冬期高温消費電力
	定格燃料消費量	-	-
業務用ヒートポンプ給湯機	定格加熱能力	JRA4060	冬期高温加熱能力
	定格消費電力	JRA4060	冬期高温消費電力
	定格燃料消費量	-	-
貯湯式電気温水器	定格加熱能力	JIS C 9219	(定格加熱能力)
	定格消費電力	JIS C 9219	消費電力
	定格燃料消費量	-	-
真空式温水発生機	定格加熱能力	JIS B 8417	熱出力
	定格消費電力	JIS B 8417	消費電力
	定格燃料消費量	JIS B 8417	燃料消費量
無圧式温水発生機	定格加熱能力	JIS B 8418	定格(熱)出力)
	定格消費電力	JIS B 8418	消費電力
	定格燃料消費量	JIS B 8418	燃料消費量

太陽光発電設備

選択機器名	性能項目の定義について		
	入力項目	試験規格	試験項目
太陽電池アレイ	太陽電池アレイシステムの容量	標準太陽電池アレイ出力	JIS C 8951
結晶系太陽電池モジュール	太陽電池アレイシステムの容量	最大出力の決定	JIS C 8990
	太陽電池アレイシステムの容量	最大出力の決定	JIS C 8918
結晶系以外の太陽電池モジュール	太陽電池アレイシステムの容量	最大出力の決定	JIS C 8991